

大阪経済法科大学

改善報告書

令和6年7月29日

1. 大学名：大阪経済法科大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学校教育法施行規則第26条第5項にある学生の懲戒の手続きについて、学生懲戒規程に定めているが、規程の改廃権が理事会にあり、学長が定めているとはいえないため、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

学生懲戒規程について学長が定めていることを明確にするために、令和6年7月9日付稟議、大経法庶総24-15「学生の懲戒手続について」において、「学校教育法施行規則第26条第5項に基づき、学長が定めることとされている、学生に対する懲戒の手続きは、2019年3月4日理事会において制定された「大阪経済法科大学学生懲戒規程」のとおりとすることを、令和6年7月22日に、学長が決裁し決定した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

- ・資料4-1-1 「学生の懲戒手続について」（大経法庶総24-15）
- ・資料4-1-2 大阪経済法科大学学生懲戒規程